

「屋外広告物適正化旬間」にあわせた屋外広告物適正化活動内容(概要)

1 活動内容

【活動1:安全点検調査活動】

実施者	市町村(県)
実施期間	8月25日(月)～9月30日(火)の中で実施可能な日
実施内容	①禁止広告物(著しく破損、倒壊のおそれがある掲出物件等)安全点検調査 ・近年発生している屋外広告物倒壊事故を踏まえ、「著しく汚染し、たい色し、又は塗装がはがれたもの」、「著しく破損し、又は老朽したもの」又は「倒壊又は落下の恐れがあるもの」に該当する物件がないか調査を実施。 ②歩行者安全環境点検調査 ・近年の歩行者への屋外広告物の落下事故等を踏まえ、野立広告物及び壁面突出広告物を中心に、歩行者視点に立った安全環境の点検調査を実施する。
実施方法	①禁止広告物(著しく破損、倒壊のおそれがある掲出物件等)安全点検調査 ・設置許可を受けた屋外広告物のうち、設置後10年以上経過している物件を抽出し、各市町村で調査を実施。状況によっては、設置者に対し指導を行う。 ②歩行者安全環境点検調査 ・歩行者が多い商店街等の通り(範囲)を設定し、その区間において落下事故等が想定される屋外広告物に対して、安全点検チェックシートを用いて点検調査を行う。 ・調査対象は、100～500m程度で地元住民や観光客等が歩いて移動する範囲とする。
備考	①及び②の調査のいずれかを選択して実施することとする。

【活動2:違反広告物一斉調査活動】

実施者	市町村(県)
実施期間	8月25日(月)～9月30日(火)の中で実施可能な日
実施内容	①違反広告物実態調査(新たに確認した違反広告物の違反内容、設置者等の把握)、指導 ②屋外広告物法第7条第4項に基づく簡易除却
実施方法	①違反広告物実態調査(新たに確認した違反広告物の違反内容、設置者等の把握)、指導 ・中心部、主要幹線道路等重点的に是正を行っていきたい場所において実態調査の実施 ・調査結果に基づき、違反者への指導 ・各市町村で実施。 ②簡易除却(屋外広告物法第7条第4項) ・各市町村で実施 ・簡易除却できる対象の例…無許可のはり紙
備考	いずれの活動についても実施は任意とする。

【活動3:屋外広告物適正化普及・啓発活動】

実施者	市町村・県
実施期間	随時
実施内容	屋外広告物条例の内容の普及・啓発
実施方法	①各市町村広報誌、島根県からのお知らせ(県のみ実施)に普及・啓発記事を掲載 ・県で広報例を作成。市町村の実態に応じて加筆、修正 ②各市町村及び県ホームページに掲載 ③普及・啓発用チラシ配布 ・県でチラシ原版を作成。市町村及び県で屋外広告物設置許可時や調査時などに配布
備考	①及び②については、いずれかを選択して実施(両方実施も可)。 ③については、必須とする。

【活動4:屋外広告業登録事業者立入検査活動】

実施者	県
実施期間	随時
実施内容	屋外広告物条例第21条の4に基づく立入検査の実施 ①業務主任者の選任の有無(第20条第1項) ②標識の掲示の有無(第20条の2) ③帳簿作成の有無(第20条の3) ④その他聴き取り
実施方法	①登録事業者の営業所を立入検査 ②検査結果に基づき、事業者への指導